

秋田県衛生科学研究所報

第 46 輯

平成 13 年 度

ANNUAL REPORT

OF

THE AKITA PREFECTURAL INSTITUTE OF PUBLIC HEALTH

No. 46

2002

秋田県衛生科学研究所

は じ め に

ここ数年、食の安全・安心を脅かす事件・事故が頻発し、また、感染症についても新たな感染症の登場や制圧したと考えられていた感染症が勢いを増すなどの事態が見られる。即ち、大規模かつ広域的な食中毒の多発や、食品への異物混入などが見られたり、BSEいわゆる狂牛病が日本でも発生した事実がある。さらには、食品表示の偽装ということまで発覚した。今年に入ってから、無登録農薬を使用した農産物が問題となり、それらが廃棄される事件も起きている。その他、中国産の冷凍野菜の残留農薬問題や健康食品に含まれていた医薬品成分による健康被害の問題など、食にまつわる問題は、枚挙にいとまがない。

一方、感染症についても病原性大腸菌O-157による大規模食中毒が発生し、新興感染症の一つとして対策が求められている。3年前には結核非常事態宣言が出された。この宣言が出された背景には、結核の罹患率、患者数の減少が鈍化し、横這いから増加に転ずる傾向がみられることから、結核が再興感染症として代表的な疾患であり、対策が進められている事情がある。また、昨年には、米国発の「白い粉」事件で炭疽菌によるバイオテロの危険を身近に感じたが、今年は、米国で多くの患者が確認されているウェストナイルウイルスの日本上陸が懸念される状況になっている。

これまで述べた以外にも、地域住民の安全・安心を脅かす公衆衛生上の課題は多数ある。これらの事態に対処し、地域住民の安心・安全な生活を確保するための体制整備を図ることは、行政に課された課題であり、責務である。行政がその責務を果たす時に、行政を支援し地域における科学的・技術的中核となる機関として、地方衛生研究所は地域保健法の基本指針に位置づけられている。我々、衛生科学研究所は、地方衛生研究所の一つとしてかつ県の公設試験研究機関として、行政検査や地域の課題解決のための調査研究を通じて地域住民の安心・安全に寄与する責務を負っている。もとより一機関では限界があり、国立試験研究機関や他の自治体が設置する地方衛生研究所の指導や協力も仰ぎながら、職責を果たさねばならない。

こうした社会的背景の下、調査研究を進めていく訳であるが、我々、地方衛生研究所を取り巻く環境は、人材・財源とも年々、その厳しさを増すなど、好転する兆しは見えない。このような中、当所職員が知恵と工夫により進めた調査研究の成果を纏めたものが本所報である。ご一読され、ご批判・ご助言等を賜れば幸いである。

平成14年11月

秋田県衛生科学研究所長

宮 島 嘉 道